

NGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）の動向

～ガバナンス強化、作業部会拡充とECBのステアリングコミティ参加

佐志田 晶 夫

一、はじめに

NGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）は、二〇一七年二月のパリ気候変動サミットに際して、合計八の中央銀行と金融監督当局によって設立された。今年一〇月三〇日時点では七五のメンバーと二三のオブザーバー（国際機関、基準設定主体など）が参加するまでになり、気候変動リスク対応とグリーンファイナンス拡大のため活動している。

本稿では、NGFSのプレスリリース⁽¹⁾や改訂後の憲章、作業部会資料に基づき、NGFSの体制強化を紹介し、合わせて気候変動関連でのECBの動向を簡単にまとめた。

NGFS体制の強化では、ステアリングコミティメンバーにECBが加わり、活動を担う作業部会が拡充されて、従来の「マイクロプルデンシャル」、「マクロ金融」、「グリーンファイナンス拡大」の三つに「データギャップ」と「リサーチ」が追加された。

二、NGFSのステアリングコミ ティメンバー拡大とECBのメ ンバー入り

NGFSは九月三日に、ガバナンス枠組み強化、ステアリングコミティメンバーの拡大とECBのメンバー入りを公表した。ラガルドECB総裁は、気候変動は、我々すべてに影響を及ぼす世界的な課題である。NGFSの執行機関への参加は、ECBがパートナーとともに積極的な役割を果たしていくことを約束するものである」とコメントしている。

NGFSの機関には、総会、ステアリングコミティ、作業部会、議長、事務局があり、憲章改訂などの最終的な意思決定は総会だが、ステアリングコミティが執行機関である。憲章の第八条（ス

テアリングコミティ）の改訂はやや形式的な面もあるが、議長の管理下で、議長の提案に基づきなどの文言が削られ、第一〇条（作業部会）で議長が作業部会の設立をステアリングコミティに提案とされた。第一条（議長）で議長はステアリングコミティの常任及び追加メンバーから選出とされる。オランダ銀行のフランク・エルダーソン氏が再任され、憲章の改訂により再任後の任期は一年から二年に延長された。

第九条でステアリングコミティの構成が規定されている（図表1）。改訂前は条文中にメンバーが列挙されていたが、改訂後は要件と総数を条文中で定め、現時点のコミティメンバーを別表で示す形になった（図表2）。a項でメンバーを定義し、常任メンバーに加えて追加メンバーの任命も可能となった。メンバー法域数の上限は一五となり、ECBがメンバー入りした。オブザーバー（現状

図表1 NGFSのステアリングコミティの構成

| |
|---|
| <p>第9条：NGFSのステアリングコミティの構成</p> <p>a. NGFSのステアリングコミティは、本憲章の別表に記載されているメンバーとオブザーバーと、議長のプロ案に基づきステアリングコミティで任命された任期2年の追加のメンバーとオブザーバーによって構成される。NGFS総会は追加のメンバーとオブザーバーの任命について事前に相談を受ける。効率的かつ効果的なやり方で使命を果たすため、NGFSステアリングコミティのメンバーは15法域、オブザーバーは3を越えてはならない。</p> <p>b. ステアリングコミティ会合は少なくとも年に2回開催される。ステアリングコミティのメンバーとオブザーバーは、1人の高官が、場合によっては1人の技術的専門家を伴って代表する。</p> <p>c. NGFSの議長がステアリングコミティ会合の議長を務める。</p> <p>d. ステアリングコミティのメンバーは意思決定の議題について相談を受ける。</p> <p>e. 議長は、以下の目的でステアリングコミティ会合の全体または一部への出席を臨時に招待可能。</p> <p>i. ステアリングコミティメンバーではない作業部会（作業小部会）の議長または共同議長。</p> <p>ii. 総会のメンバーまたはオブザーバーの高官レベルの代表。その出席が、会合の議題及び／または機関の先進諸国及び新興市場諸国あるいは地理的な多様性の反映という点を考慮して特に有益な場合。</p> <p>iii. 会合の議題を考慮するとその出席が特に有益な場合に、その他の機関の代表または専門家。</p> |
|---|

〔出所〕 Charter of the Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System

はBISのみ）の上限は三である。e項でメンバー以外の作業部会の議長を会合に臨時に招くなど、議論の深化が可能になった。なお、臨時の出席者では、先進国と新興市場諸国や地域の多様性を考慮するとされている。

ステアリングコミティの構成は、EUの比率が高かったが、ECBのメンバー入りで、それがさらに高まる。また、NGFS議長のエルダーソン氏はオランダ銀行理事³⁾であり、事務局はフランス銀行が提供するなどと欧州勢の主導が続いている。臨時の出席者で地域などのバランスに配慮するのは、グローバルな推進体制に留意したものとみられる。

図表2 別表「NGFSのステアリングコミティの構成」

| |
|--|
| 2020年7月2日時点でのNGFSのステアリングコミティの構成は以下の通り |
| 常任メンバー －中国：中国人民銀行 －欧州連合：欧州中央銀行 －フランス：フランス銀行及びフランス健全性監督破綻処理機構（ACPR） －ドイツ： －連邦金融監督庁 －ドイツ連邦銀行 －メキシコ：メキシコ銀行 －モロッコ：アル・マグリブ銀行（モロッコ中央銀行） －オランダ：オランダ銀行 －シンガポール：シンガポール金融管理庁 －スウェーデン：金融監督庁 －英国：イングランド銀行 国際決済銀行（BIS）はステアリングコミティのオブザーバー |
| 常任メンバーに加えて追加のメンバーとオブザーバーが任命できる。 |

〔出所〕 Charter of the Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System

三、NGFSの作業部会（ワーク ストリーム）の拡充

(1) 作業部会に関する条文改訂、作業部会の追加
第一〇条（作業部会）も若干変更され、また、データギャップとリサーチの作業部会が新設された。気候変動の影響の分析と対応手段強化には、関連するデータの収集、共有が必要であり、また、メンバーの協力を得ながら重複を避けてリサーチ活動を推進する必要がある。

改訂後の条文をみると（図表3）、c項で共同議長が設置可能となり、オブザーバーからの選出も可能になるなど、NGFSの拡大に合わせて作業部会の増強と議長の多様性確保がしやすくなった。新設作業部会を含め、議長の任命・交代があったが、オブザーバーからの共同議長選出や多

図表3 NGFSの作業部会

| |
|--|
| <p>第10条：作業部会 (The Workstreams)</p> <p>a. 作業部会は、議長の提案に基づき、NGFSの目的に寄与する特定の技術的または分析的な作業を実施するため、ステアリングコミティによって設立される。</p> <p>b. NGFSのメンバーとオブザーバーは、議長に作業部会の設立を提案できる。</p> <p>c. 作業部会の議長はNGFSのメンバーから選出される。作業部会には他のメンバーかオブザーバーからの共同議長を置くことができる。作業部会の議長の選出プロセスでは、機関の先進諸国と新興市場諸国及び地理的な多様性の反映に、十分に配慮する。</p> <p>d. 作業部会の議長は、ステアリングコミティの承認に基づき、NGFSの議長によって2年間の任期で任命される。任期は任意で2年の延長が可能である。</p> <p>e. 作業部会の議長は、作業部会の構成、作業部会のマンデートの遂行、作業部会の活動、作業予定、今後の公表予定に関するステアリングコミティへの定期的な報告に、責任を持つ。</p> <p>f. ステアリングコミティとの協議を経て、作業部会の議長は、作業部会のマンデートの範囲内で特定の技術的または分析的な作業のための小作業部会を設立できる。</p> <p>g. NGFSのメンバーとオブザーバーは、作業部会に参加する資格がある。各作業部会の議長、または議長の承認の下に小作業部会の議長は、他の機関の代表や専門家の、作業部会または小作業部会会合の全部または一部への臨時的参加を招待できる。</p> |
|--|

〔出所〕 Charter of the Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System

様性反映などで憲章の改訂が反映されている。

その他の変更点では、作業部会の議長に関してd項で任期を明記、e項で作業部会の運営とステアリングコミティへの報告の責務が明確化された。また、g項で作業部会や小作業部会の議長が臨時の参加者を招待することが可能になった。

(2) 各作業部会の概要と最近の主な報告

五つの作業部会と議長は図表4の通りである。各作業部会の活動計画を順にみていきたい。

NGFSが過去一年間で公表した主な報告書は図表5の通りである。ミクロの監督や金融機関の実務慣行の報告書⁽⁴⁾で知識と経験の共有を図り、気候シナリオの公表とシナリオ分析の手引きで、リスクの評価と必要な対応を検討するための基礎が提供された。加えて、グリーンファイナンス拡大に向けての民間金融機関の参考となるように、中

図表4 作業部会と議長

| | |
|--------------------------|--|
| 「マイクロプルデンシャル／監督」に関する作業部会 | 議長：シンガポール金融管理庁 Zeng Yi Wong |
| 「マクロ金融」に関する作業部会 | 議長：イングランド銀行サラ・ブリーデン |
| 「グリーンファイナンス拡大」に関する作業部会 | 議長：ドイツ連邦銀行サビーネ・マウデラー |
| 「データギャップを埋める」に関する作業部会 | 共同議長：国際通貨基金ファビオ・ナタルッチ、ECB／単一監督メカニズムバトリック・アミス |
| 「リサーチ」に関する作業部会 | 議長：中国人民銀行（清華大学）馬駿 |

〔出所〕 NGFS のプレスリリースを参考に作成。

中央銀行自身のポートフォリオ運用での取組みをまとめていく（これは年内の更新を予定している）。

(3) 各作業部会の目的と任務（活動計画）

新設の二つを含め、各作業部会の目的や任務（活動計画）を順にみていきたい。

(a) 「マイクロプルデンシャル／監督」作業部会

（二〇二〇年四月～二〇二二年四月）

・ 目的…気候及び環境リスクの監督枠組みに関して先導的な実務慣行や監督当局による指針を特定。そのため金融界の監督及びマイクロプルデンシャル実務を把握。グリーン資産と他の資産のリスクの差の評価を含む関連する研究も目指す。

・ NGFS の活動への意義…気候関連リスクの金融モニタリングとマイクロ監督への統合に貢献。認識と知的能力の向上をフォローし、技術的支援と

図表5 過去1年間に公表された NGFS の主な報告書

| |
|--|
| ①「マイクロプレンシヤル／監督」作業部会関連 |
| 「金融機関による環境リスク分析の概要」技術的文書、2020年9月 「監督当局者向け手引書：気候関連及び環境リスクの健全性監督への組込み」技術的文書2020年5月（「監督当局の実務サブグループ」が取りまとめ） 「グリーン、非グリーン及びブラウン金融資産と潜在的なリスク差異に係る金融機関の経験の現状」技術的文書、2020年5月 |
| ②「マクロ金融」作業部会 |
| 「中央銀行及び監督当局向け NGFS 気候シナリオ」2020年6月 「中央銀行及び監督当局向け気候シナリオ分析の手引書」技術的文書、2020年6月 「気候変動のマクロ経済及び金融安定への影響：優先すべき調査事項」技術的文書、2020年6月 |
| ③「グリーンファイナンス拡大」作業部会関連 |
| 「気候変動と金融政策：初期段階の整理」技術的文書、2020年6月 「気候変動のマクロ経済及び金融安定への影響：優先すべき調査事項」技術的文書、2020年6月 「中央銀行のポートフォリオ管理のための持続的で責任ある投資の手引書」技術的文書、2019年10月 |

〔出所〕 NGFS のウェブサイトを参照して作成（金融庁による各報告書の紹介を参考にした）

知識共有を促す。データギャップ対応や国際的に整合的な気候ディスクロージャーも支援する。

・任務

① 監督の動向を把握し、気候リスクをマイクロプレンシヤルな監督に統合する監督実務の情報を更新する。

監督枠組みへの統合。監督当局は規制対象金融機関にどう関与し、規制枠組みへの統合を検討しているか

各国内及び国際的なマイクロプレンシヤル監督当局と他の金融監督／規制当局、より広い利害関係者との協力状況

② 環境リスクに関する現行の監督実務を評価。

③ グリーン資産と他の資産の金融リスクの差異について、さらなる研究を行う。

④ ミクロレベルでの環境と気候関連金融リスクを測る既存の手法を検討し評価する。

(b) 「マクロ金融」作業部会（二〇二〇年四月）

二〇二二年四月）

・目的…気候変動の経済と金融安定への影響の大きさを測定。複数年プログラムを実施。

中央銀行と監督当局のため基準気候シナリオを開発

中央銀行と監督当局に、気候リスクのマクロ経済と金融安定の監視への統合に関する指針を提供

リスクのマクロ金融面の影響の度合を測定（中心的事例とテールシナリオの両方）

・NGFSの活動への意義…気候関連リスクの推定と金融安定モニタリングへの統合に貢献。整合的で比較可能なデータに基づくシナリオ公表（今年六月）は重要な一歩である。文献レビューとシナリオ分析の実務指針で知的能力と認識を高め、技術的支援と知識共有を促す。

・任務

① 基準気候シナリオの開発。

② マクロ金融評価に気候リスク分析を統合するための指針を提供。

③ リスクのマクロ金融への影響の大きさを測定。

(c) 「グリーンファイナンス拡大」作業部会（二〇二〇年四月～二〇二二年四月）

〇二〇年四月～二〇二二年四月）

・目的…グリーンファイナンスの拡大促進と先導的事例の提示に関して、当局自身の金融活動も含め、NGFSメンバーの役割の概要をまとめる。

・NGFSの活動への重要性

① 責任ある投資…多くのNGFSメンバーが持続性及び責任ある投資原則を採択か採択を計画。

NGFSの最初の統合レポートの提言に沿うものであり、レビューシヨナルリスクと重大な気候関連リスクを軽減、自身の行動で他の投資家にアプローチを示すのに役立つ。

②市場のダイナミクス…中央銀行は市場動向の監視に適した位置にあり、この分析作業はグリーン商品への投資を実施・計画するNGFSメンバーに有益である。

③金融政策…気候変動は経済に影響する。金融政策の枠組みと目的に関する見解、経験を交換するプラットフォームを提供し、気候変動と中央銀行のマンデートの相互作用、気候関連リスクの金融政策への効果を探査し、各メンバーの法的マンデートを十分に考慮して検討する。

・任務

①責任ある投資…「中央銀行のポートフォリオ管理のための持続的で責任ある投資の手引書（二〇一九年）」をフォローアップ、今後二年間で何が最善な選択肢かを検討する。

②市場のダイナミクス…グリーン市場の現状に関する詳細な情報共有の制度化が課題である。銀

行、金融・資本市場での機関投資家の状況のモニタリングに焦点を当て、グリーンファイナンスの発展とイノベーション支援のインフラと主要な要素を検証する。

③金融政策…金融政策の実施に気候変動が提起する課題に対し、中央銀行が共同の見解を提供することを目指す。マクロ経済変数や政策枠組みへの影響に焦点を当てた報告書を六月に公表、引き続き気候変動の分析を続け、金融政策運営枠組みへの影響を検討する。

新設の作業部会は、気候変動関連の「データ」の充実及び共有と「リサーチ活動」の効果的な推進を通じて、NGFS全体の活動を支えることが期待されている。「データ」の作業部会の共同議長がIMFから選出されたことは、この分野での国際的な協調に資するものと考えられる。

(d) 「データギャップを埋める」作業部会（二〇

二〇年四月～二〇二二年四月）

・目的…当局と金融機関が気候関連のリスクと機会を評価するために欠けているデータの詳細なリストを作成。例えば、物理的リスク及び移行リスクのデータや金融資産データなど。

・NGFSの活動への意義…NGFSは、公的当局が気候リスク評価に関連するデータを共有し、可能ならデータ保管所でデータを公開することを提言。データギャップは多くのステークホルダーと業務領域に影響する分野横断的な問題。広範な活動が期待される。

・任務…既存の作業部会が特定したデータギャップや活動の成果に焦点を当てて活動する。

①気候関連リスクの分析と金融部門でのグリーンファイナンス拡大の目的に必要なデータ項目のリストを特定する。

②リスト化されたデータ項目が利用可能か、利用

可能なら、何がデータソースでアクセス制約なのかを判別する。

③現状評価の実施及びデータの必要性とデータの利用可能性との突き合わせに基づき、欠けているデータ項目のリストを作成、外部のステークホルダーに空白を埋めるように要請する。データへのアクセスの方法、または政策提言の公表も目指す。

(e) 「リサーチ」作業部会（二〇二〇年七月～二〇二二年四月）

・目的…知識の集積を改善するための分析作業が必要。文献レビューなどの活動が行われ、学界が取り組むべき研究課題が公表された。こうした成果を踏まえ、以下に取り組む。

他の作業部会の活動に関し、リサーチ課題リス

トを定期的に更新して進展を反映。

作業計画の遂行の指針を提供し、NGFSのリサーチステークホルダーと学界を結集。

NGFSの作業部会構造の中でリサーチ活動の円滑な協調を確実にする。

NGFSの優先的なりサーチで、臨時のプロジェクトで協働するように、メンバーに自発的な参加を勧める。

・NGFSの活動への意義…NGFSは国際的なリサーチ能力の結集、協調に必要な規模に達した。また、NGFSメンバーは、各作業部会の活動の重複回避の必要性を強調している。

・任務

NGFSメンバーとオブザーバー全般での、現状、主な発見事項と、リサーチの優先順位をより理解するためのリサーチ課題に基づき、実績の評価をまず行なう。

フォローアップとして、NGFSメンバー内の進展とNGFSリサーチステークホルダーが優先して取り組むべき特定のリサーチについてステアリングコミティに報告する。

実績の評価は、NGFSのリサーチプロジェクトで協力が必要な分野の特定に役立つ。

今後、定期的に進展を把握しステアリングコミティに最新情報を提供する。

四、ECBの気候変動対応（規制・監督、自己ポートフォリオ運用及び金融政策

ECBは主要中央銀行の中でもこの問題に積極的にあり、ECBがステアリングコミティメンバーとなったことで、NGFSとECBの協力関係はより強まると思われる。

(1) シュナーベルECB理事の講演、市場が失敗するとき⁶⁾

ECBがこの問題に積極的な背景にはEUの気候変動への取り組み強化があり、加えてラガルド総裁が積極的なことも知られている。だが、気候変動に積極的に対処すべきとの考えは、ECBの執行部全体に広がっているようだ。この点についてイザベル・シュナーベル理事（ドイツ出身）の講演を紹介したい。

シュナーベル理事は、就任直前のドイツ紙のインタビューでは資産買い入れプログラムでのグリーン資産優遇に反対だと述べていた⁶⁾。だが、気候変動問題重視の姿勢に転じている。九月の講演⁷⁾で市場が失敗するとき⁷⁾では、炭素中立的な経済への移行を加速化し、市場の失敗を正すため、政府、企業、投資家、家計、そしてECBを含む中央銀行の集団的な行動が必要だと指摘している。

グローバルな炭素価格引上げとグリーンな技術への大規模な投資、その資金調達のための資本市場の整備の重要性を述べた上で、金融政策も含むECBの対応について論じている。

第一に、健全性監督当局として、⁸⁾銀行の炭素集約的なエクスポージャーのリスクの評価を適切にしなければならぬ。ECBは、気候リスクモデル改善の分析枠組みを構築しつつあり、資産価格のより正確な評価も支援する。ストレステスト枠組みでも気候リスクに対応してきており、NGFSとの共同作業を活用する。

第二に、大規模な投資家として、自己のバランスシートの気候リスクを適切に反映する義務がある。金融政策以外のポートフォリオが、責任ある投資であるかを常に検証している。

第三に、単一通貨の守護者として、気候変動が物価安定への重大なリスクをもたらしかねないと

ことを踏まえ、金融政策の運営と政策ポートフォリオの調整を研究している。例えば、担保の適格性と企業の開示枠組みを結びつけ、気候関連リスクを十分評価できる担保だけを受け入れることや、特定されたリスクに応じたヘアカットの調整も考えられる。

民間資産購入プログラムでも、市場の失敗で市場が効率的でないなら、市場中立性は中央銀行の適切なベンチマークではないかもしれない。市場の失敗を正す重要な第一歩は、開示要件の改善と情報の非効率の軽減であり、ECBは積極的に関与している。

EUの脱炭素化目標と両立しないプロジェクトの債券を除外することも検討できる。これにより、炭素中立経済への移行の破壊的效果に曝された部門や技術への投資の固定に金融政策が寄与することを回避できる。意味のある政策にはサステ

ナブル・ボンドの供給拡大が必要であり、わずかなインセンティブでも市場拡大への追加インセンティブになりうる。政策理事会は、金融政策ストラテジーレビューを通じてこうした様々な選択肢を議論していく。

シュナーベル理事は、気候変動によるリスクや中央銀行の行動が市場の失敗を強めることを無視はできず、中長期的なインフレへの気候リスクの影響は、大規模な気候ショックに対して、物価安定を守る中央銀行の能力で左右されるとしている。その上で気候リスクが、中央銀行が事前的に対応し、マネーの中で炭素中立的経済への移行の加速化支援を求めるかを評価するには、更なる作業が必要だと結論づけている。

(2) ECBの金融政策ストラテジーレビューでの
気候変動の扱い

現在ECBは、金融政策ストラテジーレビューを実施中であり、その過程ではユーロ圏の市民からのものを含む幅広い意見を聞き、来年央までに金融政策を見直す。ECBは、前回のストラテジーレビューから経済には基本的な変化がみられるとし、その一つとして気候変動をあげている。

ECBによれば、ストラテジーレビューの主な論点は以下の通りである。

・物価安定とは何を意味し何%のインフレを目指すのか

・物価安定へのリスクを確実に見出し、我々の決定が消費者、企業、市場及び銀行等のステークホルダーにどう影響するかを理解するための、経済的分析方法

・雇用、社会的包摂、気候変動及び金融安定など

の問題もマンデートの遂行に重要か

・金利と資産購入を含む、我々が使用する金融政策手段

・ユーロは公共の利益である。全市民が我々のミッションと決定を理解することを望む。市民と結びつきコミュニケーションするための方法

なお、ラガルド総裁は、仏紙のインタビュー⁽⁹⁾で、ストラテジーレビューにも言及しつつ、気候変動について以下のように語っている。

①自然災害の増加や保険料の急上昇は経済予測に影響する。気候変動の効果は、物価安定とインフレに影響しそれはECBのマンデートの中心に位置する。

②銀行には、貸出評価での気候変動の考慮を尋ねられる。大手銀行が石炭産出向け貸出の停止を決めた。企業は移行への支援が必要だが、化石燃料は資金調達コスト高くなる。

③資産購入では、ECBの自己ポートフォリオやECB職員の退職スキームは、既にグリーンである。大規模資産購入プログラムでは、ストラテジーレビューで気候変動リスクを考慮する方法を探索する予定である。

五、結びに代えて

NGFSを通じた中央銀行と金融監督当局のグローバルな連携は、今後も金融部門の気候変動対応の具体化に大きな役割を果たすと思われる。参加メンバー拡大も踏まえた憲章の改訂とガバナンスの見直し、作業部会の増強によってその活動はさらに活発化すると予想される。

ECBのステアリングコミティ入りなどをみると、引き続き欧州勢が主導する態勢である。ただし、先進諸国と新興市場諸国及び地域間のバラン

スにも配慮している。ECBの気候変動対応への積極姿勢が、NGFSを通じてどう広がるか興味深い。米国の連邦当局（FRBなど）がメンバー入りするかも合わせて注目したい。¹⁰⁾

(注)

- (1) NGFS, "NGFS publishes its 2020-2022 work program and announces changes in the governance" September, 2020. v Charter (July, 2020) 各作業部会 (Workstream) に関するNGFSウェブサイトでの説明を参照。金融庁のウェブサイトの紹介を参照させていただいた。
- (2) イザベル・シユナーベルECB理事の講演 "When markets fail - the need for collective action in tackling climate change" September 2020。及びECB: "ECB extends review of its monetary policy strategy until mid-2021" April 2020を参照。
- (3) 一〇月五日のユーロ圏財務相会合で、NGFS議長のパランク・エルダーソンの次期ECB理事への推薦が決まった(二〇二〇年一〇月六日ロイター報道)。ECBのステアリングコミティ参加で議長の資格要件は維持される。
- (4) ミクロ/監督作業部会については、拙稿「気候関連リス

- ク対応に係る金融機関の経験と監督当局向け手引書「NGFS 報告書の紹介」当研究所トピックス二〇二〇年七月参照。なお、本稿執筆に際しては、磯部昌吾・「グリーン／ブラウン資産の気候変動リスクの計測」NGFSの取り組みから見える現状と課題」野村サステナビリティイコノタリー二〇二〇夏号を参考にさせていただいた。
- (5) EUの動きでは、江夏あかね、磯部昌吾・「気候変動対策で世界のリーダーを目指す「欧州グリーンディール」」野村資本市場クォーターリー二〇二〇冬号、江夏あかね・「欧州議会と欧州連合理事会によるEUタクソノミー規制案に関する合意」サステナブルファイナンスの基軸が本格導入へ」野村資本市場クォーターリー二〇二〇冬号、矢口満・「先行する欧州のサステナブル・ファイナンス法制化」二〇二〇年六月IIMAの目、矢口満・「欧州連合のサステナブル・ファイナンス法制化の要諦となるタクソノミー制定とその注目点」二〇二〇年八月Newsletter、公益財団法人国際通貨研究所を参考にさせていただいた。
- (6) ロイター報道・ECB次期理事、グリーン資産優遇に反対「柔軟性必要」『独紙、二〇一九年二月三十一日』Isabel Schnabel：注2で触れた講演を参照。
- (7) ECBの市中協議文書「気候関連及び環境リスクに関する指針と監督上の期待」は注4の拙稿、補論Iを参照。
- (8) Interview with Le Courrier Cauchois : "Interview with Christine Lagarde" July 2020' ECBウェブサイトを。
- (9) 米国CFTCの諮問委員会「気候関連リスク小委員会が九月に公表した報告書「Managing Climate Risk in The U.S. Financial System」(CFTCの見解ではない)」では、提言四・六で、「連邦金融規制当局は、気候関連金融リスクに関し、積極的に国際的な関与をすべき」であり、「NGFSを含むそうしたグループにフル・メンバーとして加わるべき、だとして」云々。https://www.cftc.gov/PressRoom/PressReleases/823420
- (10) ラガルド総裁は、「ストラテジーレビューの一環として」一〇月二二日に開催されたバーチャルイベント「ECB Listens」の中でも気候変動に言及し、「気候変動は、物価の安定という我々の主要な目的に影響する。炭素課税などの効果も考慮していく」としている。ECB Listen については、ECBのウェブサイトを参照した。
- (11) 本稿をほぼ書き終えてから、藤井健司・「金融機関のための気候変動リスク管理」中央経済社、二〇二〇年一〇月を読む機会があり、参考にさせていただいた。
- (12) (さ)しだ あきお・当研究所特任リサーチ・フェロー)